

小川町物価高騰対策商品券取扱店舗募集要領

1 募集の趣旨

町内における消費喚起と地域経済の活性化を図り、もって物価高騰等の影響を受ける町民の生活を支援するため、町内で使用できる商品券を配布します。

この事業実施にあたり、商品券を利用できる町内店舗の募集に必要な事項を定めます。

2 事業概要

- | | |
|-----------|--------------------------|
| (1) 事業名 | 小川町物価高騰対策商品券配付事業 |
| (2) 発行者 | 小川町 |
| (3) 配布対象者 | 令和8年3月1日時点で、小川町に住民登録のある者 |
| (4) 配布金額 | 1人当たり5千円(500円×10枚) |
| (5) 利用期間 | 令和8年6月1日から令和8年10月31日まで |
| (6) 配布方法 | 世帯主に対し「ゆうパック」にて郵送 |

3 応募資格及び条件

小川町内に店舗等を有する事業者で、小川町内の店舗に限り商品券を利用可能とすることができるとします。ただし、次のいずれかに該当する店舗等を除きます。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団に該当する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。)第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行う者
- (3) 風俗営業法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業においてサービスを提供する者
- (4) 法令又は公序良俗に反する者
- (5) その他、本事業の目的に照らして小川町長が不相当と判断した者

4 申込方法

商品券取扱店舗への登録を希望する者は、次のいずれかの方法により申し込みを行うものとします。複数の店舗を有する場合は、店舗毎に申し込みを行うこととします。

- (1) 申込書を提出する方法
別紙「小川町物価高騰対策商品券取扱店舗申込書」に必要事項を記入し、小川町にぎわい創出課へファックス、持参、郵送等により申し込みする。
- (2) Webで申し込む方法
次のサイトにアクセスし、申込フォームに必要事項を入力して申し込みする。
<https://logoform.jp/form/rKHB/1437485>

5 申込期限

商品券取扱店舗への登録申込期限は、令和8年3月23日(月)とします。

期限を過ぎた申し込みも随時受付しますが、店舗一覧表などの町民向け配布物には掲載されませんのでご注意ください。

6 申込後の流れ

取扱店舗として承認後、「商品券取扱店舗登録証」を交付するとともに、店舗に掲出するポスター、換金の手引き等を順次配布します。

7 商品券の取扱い

- (1) 商品券を持参した消費者に対し、券面記載額に相当する物品の販売又はサービスの提供を行うこと。
- (2) 利用額が商品券額面に満たない場合でも、釣銭は出さないものとする。

(3) 偽造商品券、使用期限の過ぎた商品券は受取らないこと。

8 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ（電子たばこ、加熱式たばこ等を含む）
- (3) 他の商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (4) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- (5) その他、町長が不相当と認めるもの

9 商品券の換金

換金受付日 (予定)	令和8年 6月23日(火)、7月8日(水)、7月23日(木)、8月7日(金)、 8月24日(月)、9月8日(火)、9月24日(木)、10月14日(水)、 10月26日(月)、11月13日(金)、11月24日(火) ※受付日に変更となる場合は、町ホームページでお知らせします。
受付時間	午前9時から午後4時まで
換金会場	小川町役場（西会議室）
換金方法	換金会場の受付窓口に必要な3点を直接提出してください。 (1) 商品券取扱店舗登録証 (2) 使用済み商品券 (3) 商品券換金伝票（換金会場にあります）
支払い	請求内容を審査の上、指定された口座へ振り込みます。 請求から振込までの所要日数は、2週間程度です。

10 取扱店舗の責務等

- (1) 商品券の取扱店舗であることを示すポスター等を、店舗内の分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 商品券の利用対象にならないもの（除外品目）がある場合は、その内容を分かりやすく表示すること。
- (3) 商品券を受け取る際は、偽造防止の有無、紙質、色合い等を確認し、偽造と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに町へ報告すること。
- (4) 商品券を受け取った際、再流通を防止するため、商品券の上部端を破線に沿って切り取るとともに、裏面の所定の欄に取扱店舗名を記入すること
- (5) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は、取扱店舗が責を負うものとする。
- (6) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。

11 取扱店舗の取消し

商品券の取扱いにあたり、違反する行為が認められる場合、換金の拒否や取扱店舗の承認を取り消す場合があります。

この場合、資格取消しによって生じた損害について、発行者はその責を負いません。

12 その他

この要領は、令和8年2月9日より施行する。

